

建設リサイクル推進に係る方策(とりまとめ案)に対する個別意見への対応案について

No.	資料3における該当箇所	方策(とりまとめ案)に対するご意見	方策(とりまとめ案)への対応案
1. ご意見を踏まえ、方策(とりまとめ案)を修正するもの : 14件			
1	全体構成 2(2)品目毎の課題	P.1(目次) 「3 新たに取り組むべき重点方策」の「Ⅰ. 建設副産物の品目毎の主要課題」に課題と施策の両方が記載されているが、課題は「2(1)主要課題」に、施策は「3 Ⅱ. 新たに取り組むべき重点方策」に各々記載があるので一括して記載すべき	3 Ⅰ. の記載のうち、課題と要因は、「2(2)品目毎の課題」として整理します。【P.11~16】 施策は、「3 新たに取り組むべき重点方策」の中で記載します。【P.22~23,24,26,28~29】
2	2(3)目標設定のあり方	P.14,P.19~20 より分かりやすく的確な建設発生土の指標として「建設発生土総量に対する利用率(現場内利用および工事間利用等)」を提案する	ご意見を踏まえ、「建設発生土有効利用率(建設発生土発生量に対する現場内利用および工事間利用等の割合)」について、新たな指標として設定します。【P.19~20】
3	2(3)目標設定のあり方	P.14,P.19~20 建設発生土に係る指標は、発生する建設発生土全体を対象として、有効利用(現場内利用および工事間利用等)の進捗度合いを測る指標とする必要があるのではないかと	
4	3(1)建設副産物物流のモニタリング強化	P.21~22 モニタリング強化にあたっては、業界側の過度な負担とならないよう進めてほしい	
5	3(1)建設副産物物流のモニタリング強化	P.21~22 モニタリング強化にあたっては、既存データを利用するなど、業界側の過度な負担とならないよう進めてほしい	ご意見を踏まえ、3(1)②の記載について「…データ入力者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、…」に修正します。【P.21~22】
6	3(1)建設副産物物流のモニタリング強化	P.22 従来の二つのシステム(COBRISとCREDAS)に戸惑っている利用者にとって、新システムの運用が一層の煩わしさを感じさせることにならないよう、利用者に配慮したシステムの構築をすべき	
7	3(1)建設副産物物流のモニタリング強化	P.23 「民間企業のCOBRIS利用率がごくわずかなので、協力を要請する」とあるが、利用率が低い原因を調査し、それらの課題を明確にしたうえで協力要請をすべき	

No.	資料3における該当箇所	方策(とりまとめ案)に対するご意見	方策(とりまとめ案)への対応案
8	3(4)工事前段階における発生抑制の検討促進	P.24~25 大量に建設汚泥や建設発生土を発生させる工事については、 <u>民間を含めた発注者が発生抑制を考慮し、発生するものについての再利用先を確保する方策を講ずるべき。特に公益民間工事、大規模事業の場合についてはもっと責任を持たせるべき</u>	ご意見を踏まえ、3(4)の記載について、「…事業の計画・設計段階での対応が効果的であり、 <u>民間も含めた発注者や設計者による徹底を図ることが今後重要である。</u> 」に修正します。【P.25】
9	3(5)現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進	P.25~26 <u>再資源化施設への搬出徹底を要請する相手について、「建設業界に対して…」を「建設業界及び不動産業界(デベロッパ)…」と不動産業界を入れていただきたい</u>	ご意見を踏まえ、3(5)①および②の記載について「…踏まえ、 <u>民間も含めた受発注者に対して、…</u> 」に修正します。【P.25~26】
10	3(6)建設工事における再生資材の利用促進	P.27 方策に「 <u>リサイクル品の製造・使用に対する経済的補助</u> 」、「 <u>リサイクル品使用の義務・目標</u> 」、「 <u>リサイクル品の品質の保証・基準</u> 」の観点での具体方策があればいい	再生資材の利用促進については、3(6)①に記載のとおり、利用状況についてモニタリングし、利用が不十分な者に対して利用徹底を要請することを考えております。【P.27】 再生資材の品質基準や保証については、現状を踏まえた上でそのあり方を検討していくべきであることから、3(6)③に「 <u>資材製造者等の関係者は、民間も含めた受発注者が再生資材を利用しやすくなるための再生資材の品質基準やその保証方法を確立すべき。</u> 」を追記します。【P.27】
11	3(7)建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化	P.27~29 <u>建設発生土を安心して利用するため、適正な検査による基準不適合土壌の混入防止策を立案すべき</u>	ご意見を踏まえ、3(7)に、「…システムに登録する。 <u>その際、土質の品質証明については基本的に搬出側が行い、システム登録するものとする。</u> 」と修正します。【P.29】
12	3(7)建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化	P.27~29 「 <u>官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化する仕組みを構築</u> 」とされているが、 <u>民間事業者が参画しやすいよう、手続きの簡素化や参加費用の設定等に配慮すべき。</u> また、 <u>発生土の有効利用、適正処理を積極的に推進する事業者であることが公表されることなどにより、参画のインセンティブが働くようシステムを構築すべき</u>	ご意見を踏まえ、3(7)に、「…課題抽出の上、 <u>データ入力や費用面で過度な負担がからないよう配慮し、本格運用…</u> 」と修正します。【P.29】 積極的な参画へのインセンティブについては、4(3)②に記載の通り、優れた建設リサイクルへの取組状況について引き続き広く周知する事を考えております。【P.32】
13	4(9)適正処理	P.36 「 <u>自然由来の重金属を含む土砂等については、適正に浄化等処理を行っても一般住民に安全であることが理解されず、利用できない場合があり、汚染土であっても適正処理した場合は安全であることを広く国民に理解を得られるような施策が必要である</u>	ご意見を踏まえ、3(7)④に「 <u>関係者は、自然由来の重金属等を含む土砂等が適正に評価された安全性について、一般市民への理解推進を進めるべき</u> 」を追記します。【P.28】

No.	資料3における 該当箇所	方策(とりまとめ案)に対するご意見	方策(とりまとめ案)への対応案
14	4(10)再使用・ 再生資材の利 用	P.37 再生資材の利用促進のため、「 <u>下水道の配管材料(強化プラスチック複合管など)の基礎材に再生クラッシュランを使用することにより、地震時の液状化対策に有効となる。</u> 」など具体事例を追加してほしい	ご意見を踏まえ、4(10)③の記載について「・・・建設工事における <u>再生クラッシュラン</u> の先進的な活用事例やその品質確保方法を収集・広く周知・・・」に修正します。 【P.37】

No.	資料3における該当箇所	方策(とりまとめ案)に対するご意見	方策(とりまとめ案)への対応案
2. ご意見はあったが、原案どおりとするもの : 21件			
15	2(2)品目毎の課題	P.11~12 建設混合廃棄物の課題要因として、 <u>直接最終処分場に搬入される要因として処分許可条件の中で地元(県内)物優先等の制約も関係しているのではない</u> か	ご意見に関する内容については、3(1)①、3(5)①および②に記載のとおり、今後のモニタリングおよびデータ分析の中で明らかになるものと考えております。 【P.21,25~26】
16	2(3)目標設定のあり方	P.16~20 最終処分量を目標値とする検討も必要ではないか	「最終処分量」は景気や工事量変動に左右されるため、従来から各施策の進捗状況を評価するための指標としては再資源化・縮減率等を設定しており、引き続き、同指標で経年的に把握していくべきと考えております。
17	2(3)目標設定のあり方	P.16~20 現在「その他」として取り扱われている <u>金属くず、廃プラスチック類、廃石膏ボード、ガラス、瓦等についても個別に排出、再資源化等に関する実態を把握し、目標の設定等を行うべき</u>	建設廃棄物全体排出量約7,300万トンと比較して、金属くず89万トン、廃石膏ボード32万トン、廃プラスチック類27万トン等と、目標設定している個別品目に比べて排出量が少ないことから、当面は、排出量が大きな品目について引き続き取り組み、これらの品目について目処がついた上で、「その他」の各品目についても検討していくべきと考えております。
18	2(3)目標設定のあり方	P.18~19 建設混合廃棄物排出率(全建設廃棄物排出量中の建設混合廃棄物排出量の割合)を指標とするとあるが、 <u>分母からコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設汚泥を除外すべき</u>	建設副産物実態調査結果によると、現場搬出される建設混合廃棄物の中には、コンクリート塊およびアスファルト・コンクリート塊が含まれていることが再資源化施設における処理状況の調査結果から分かっております。
19	2(3)目標設定のあり方	P.18~19 排出率(全建設廃棄物排出量中の建設混合廃棄物排出量の割合)は、建設工事における現場分別による建設混合廃棄物としての排出を抑制する指標には適切ではなく <u>分母からコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥を除くべき</u>	また、建設汚泥だけを除くことの影響は小さいものと考えております。
20	2(3)目標設定のあり方	P.18~19 現場分別が進めば進むほど建設混合廃棄物の再資源化率・縮減率が低下するので、 <u>再び活動の目標とするのは適切ではない</u>	「建設混合廃棄物排出率」については、現場分別の促進により建設工事現場からの建設混合廃棄物としての排出が抑制されるよう、全建設廃棄物排出量に占める建設混合廃棄物の割合を見る必要があり、 「建設混合廃棄物の再資源化・縮減率」については、再資源化施設における建設混合廃棄物自体の再資源化・縮減状況もあわせて見る必要があると考えております。
21	3(2)地域固有の課題解決の促進	P.23~24 「方策」の取りまとめにあたっては、 <u>再生クラッシュランの「用途範囲の拡大検討」を記述すべき</u>	再生クラッシュランについては、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」において主として利用する用途は示しているものの、用途範囲の制限までは特に設けていません。

No.	資料3における該当箇所	方策(とりまとめ案)に対するご意見	方策(とりまとめ案)への対応案
22	3(3)他の環境政策との統合的展開への理解促進	P.24 <u>重点施策にサーマルリサイクルのみが示されているのはバランスに欠ける。マテリアルリサイクルを優先し、また、国産材型枠や建築用不燃材、再生材の工事利用の周知、更にLCAによる評価・比較も実施すべき</u>	ご意見に関する内容については、3(3)に、「・・・再生利用が困難な木材には焼却施設にて単純焼却処理されているものがあり、その部分については資源やエネルギーとして有効活用できる可能性がある。・・・」とサーマルリサイクルのみ示しているのではなく、再生利用が困難な木材の単純焼却処理におけるエネルギー回収について記載しております。【P.24】
23	3(5)現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進	P.26 <u>「混廃の再資源化・縮減率や再生製品の活用状況等が優れた施設・・・」を「優れた選別技術を導入した混合廃棄物の再資源化・縮減率の高い」とすべき</u>	再資源化施設における建設混合廃棄物の再資源化・縮減率を高める方法としては、優れた選別技術を導入することのみでなく、例えば人手をかけるといった方法もあり得ると考えております。
24	3(5)現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進	P.26 <u>最終処分・混合廃棄物搬出に対して、公共工事発注時に要件(混廃排出率等)を設定した方が有効ではないか</u>	ご意見に関する内容については、個々の工事で現場条件が異なることから契約事項として一律に設定することは困難であると考えております。
25	3(6)建設工事における再生資材の利用促進	P.26 <u>公共工事発注時に要件(再生材利用率等)を設定した方が有効ではないか</u>	
26	3(6)建設工事における再生資材の利用促進	P.27 <u>再生資源の利用徹底を要請する先は、発注者のみとすべき</u>	再生資源(材料等)の選択については、発注者が契約事項として規定する場合と、受注者が創意工夫のもと任意で実施される場合があり、それらを総合的に推進することが効果的と考えております。

No.	資料3における該当箇所	方策(とりまとめ案)に対するご意見	方策(とりまとめ案)への対応案
27	3(6)建設工事における再生資材の利用促進	P.27 建設汚泥については、 <u>施工マニュアル、指針、特記仕様書などに建設汚泥の積極的利用を明記することにより、再資源化・縮減率の向上を図っていくべきである</u>	建設汚泥については、既に国が「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」、「建設汚泥処理土利用技術基準」等を策定し積極的な利用促進が図られているところです。
28	3(6)建設工事における再生資材の利用促進	P.27 建設汚泥について、 <u>公共工事発注時に要件(現場内・工事間利用、汚泥再生品利用等)を設定した方がより有効とのご意見</u>	契約図書への明記については、個々の工事で現場条件が異なることから、契約事項として一律に設定することは困難であると考えております。
29	3(6)建設工事における再生資材の利用促進	P.27 <u>「行政は、民間も含めた事業者に建設工事における再生骨材の利用可能な資機材を活用すべき。」と追記すべきではないか</u>	再生骨材の利用について、資機材の違いにより用途が限定されることは特にないと考えております。
30	3(7)建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化	P.28～29 発生土受入地の選定や管理の不備から生じる土砂崩落、自然由来の重金属を含む発生土など、 <u>発生土に係る適正な品質評価を進めるためには、試験結果の妥当性をどのように担保するかについて検討すべき</u>	試験方法については、環境省告示やJIS等で定められた方法により適切に実施されていると考えております。 また、試験結果に基づき、自然由来の重金属を含む発生土については、土壌汚染対策法に基づき適正に処理されているものと考えております。 なお、土砂の品質証明については、3(7)に記載のとおり、搬出側が行うべきものと考えております。【P.29】
31	3(7)建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化	P.29 マッチングについて「工事実施者と発生土利用者がシステム上で相互に情報閲覧し個別に調整し、あわせてシステム管理者がマッチング調整役を担う」ことにしているが、 <u>システム管理者が積極的にマッチングする仕組みを構築すべき</u>	官民一体となった発生土の相互有効利用の仕組みにおけるマッチングについては、まずは排出者と利用者との個別調整に委ねることを基本とすべきと考えております。
32	4(6)発生抑制	P.34 <u>「①国は、社会資本の長寿命化及び災害に強い社会インフラの構築を図ることが、結果として建設副産物の発生抑制にも通じることから、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進すべき。」と修正すべき</u>	災害に強い社会インフラの構築については、建設資材等の使用量等が増加する可能性もあることから、必ずしも建設副産物の発生抑制にも通じるとは言い切れないと考えております。

No.	資料3における 該当箇所	方策(とりまとめ案)に対するご意見	方策(とりまとめ案)への対応案
33	4(10)再使用・ 再生資材の利 用	P.37 再生クラッシュランの需給バランスは既に崩れており、近い将来建設廃材の受け入れ先が無くなる事により、新たな建築解体・土木工事の施工が行き詰る可能性が考えられることから、 <u>新たな需要の創造が必要であり、再生骨材コンクリートの普及、促進は急務である</u>	コンクリート塊由来の再生クラッシュランの需給バランスを是正するためには、まずは再生クラッシュランの利用促進を図ることを先行すべきであり、その利用状況についてモニタリングし、利用が不十分な者に対して利用徹底を要請することを考えております。【P.27】
34	4(10)再使用・ 再生資材の利 用	P.37 再生骨材コンクリートの普及促進を図るため、 <u>再生骨材コンクリートのさらなる用途拡大・利用促進に向けて国において制度等を整備されたい</u>	
35	4(10)再使用・ 再生資材の利 用	P.37 今後大量発生すると予想される建設副産物であるコンクリート塊は、 <u>循環型コンクリート(再生骨材を使用したコンクリート)の原材料とすることによって解決でき、建設副産物が有する潜在的な資源価値を最大限利用するため、国あるいは地方行政は、それを誘導するために積極的に方策を推し進める必要がある</u>	

No.	資料3における該当箇所	方策(とりまとめ案)に対するご意見	方策(とりまとめ案)への対応案
3. そのほか方策(とりまとめ案)の表現の是正を求めるご意見 : 15件 (うち修正するもの5件、原案どおりとするもの10件)			
36	2(1)主要課題	P.10 建設副産物を再資源化した再生資材の主要な利用先であるセメント工場等は地域的に偏在しており、現状においても広域的なりサイクルが広く行われている実態があるため、 <u>建設副産物が広域的なりサイクル推進が適切とは言えない資源ではない</u> ので、2(1)③の表現を修正すべき	ご意見を踏まえ、「…建設副産物は、その重量や容積が大きいため、 <u>広域的なりサイクルに当たっては輸送コストや環境負荷に留意すべき循環資源もあるが、</u> 今後は地域内での需給バランスにも配慮しつつ、…」に修正します。【P.10】
37	2(2)品目毎の課題	P.16 「再生クラッシュランは碎石(新材)よりも安価である…」と記載されているが、 <u>運搬費等によって実勢価格は安価とならない場合がある。</u> このため「…碎石(新材)より安価である場合が多い」もしくは「一般的に安価である」等に修正すべき	ご意見を踏まえ、「…クラッシュラン(新材)よりも安価(運搬費除く)である場合が多いにもかかわらず…」に修正します。【P.16】
38	3 新たに取り組むべき重点方策	P.21～28,31,36～37 「新たに取り組むべき重点方策」の中で「 <u>民間も含めた事業者</u> 」という文言が多く登場するが「 <u>発注者も含めた事業者</u> 」と発注者を入れていただきたい	「事業者」には発注者も含まれるとの認識でしたが、ご意見を踏まえ、「民間も含めた受発注者」に修正します。【P.21～28,31,36～37】
39	3(1)建設副産物物流のモニタリング強化	P.21～22 「再生資源化施設における <u>ストック状況の把握</u> 」を「 <u>現場での発生量、排出量、再生資源化施設の入量、販売量、処分量、中間処理施設(再生資源化施設を除く)の入量</u> 」とすべきではないか	ご意見を踏まえ、3(1)および3(1)③の記載について「…再生資源化施設における <u>ストック状況等の物流の把握</u> …」に修正します。【P.21,22】
40	3(2)地域固有の課題解決の促進	P.24 一部の地域で滞留懸念がある再生クラッシュランのストック状況と変動のデータ化を行うとあるが、 <u>再生資源化施設における受入制限の状況等も含めて、時間的・地域的な変動を把握し、滞留状況の全体像が明らかとなるモニタリング手法を検討されたい</u>	ご意見を踏まえ、3(2)の記載について、「…コンクリート塊等の <u>受入状況</u> や再生クラッシュランのストック状況等の物流実態を把握し、 <u>滞留懸念がある地域においてその変動のデータ化を行う。</u> 」に修正します。【P.24】

No.	資料3における該当箇所	方策(とりまとめ案)に対するご意見	方策(とりまとめ案)への対応案
41	3(3)他の環境政策との統合的展開への理解促進	P.24 「ただし、 <u>サーマルリサイクルの推進によりマテリアルリサイクルが阻害されないこと</u> を追加すべきではないか	ご意見に関する内容については、3(3)に、「・・・マテリアルリサイクルを優先し、それが困難な場合はサーマルリサイクルという形で取り組んできているが・・・」と同様の内容を記載しております。【P.24】
42	3(5)現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進	P.25～26 「 <u>発注者に優良中間処理施設への搬出を元請建設業者に指定するよう協力を依頼する。</u> 」を追加すべきではないか	ご意見に関する内容については、3(5)に、「優良な再資源化施設への搬出の優先実施を工事契約図書等で規定する。」と記載しております。【P.26】
43	3(5)現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進	P.26 建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化率が記載されているが、 <u>個々の処理施設における再資源化率の算出方法を定義すべき</u>	個々の処理施設における再資源化・縮減率は、当該施設が受け入れた各建設廃棄物の総量に対する再資源化及び縮減された量の割合であると考えております。指標の定義については、2(2)に追記します。【P.12,14】
44	3(6)建設工事における再生資材の利用促進	P.27 再生資材が利用されない理由は、コスト高と発注者や設計者の再生資材使用に対する意識が高くないことが原因であり、 <u>利用促進には再生品の利用を義務化(グリーン購入法の強化)や、使用したことに対するインセンティブを与えることも必要である</u>	再生資材の利用促進については、3(6)に記載のとおり、利用状況についてモニタリングし、利用が不十分な者に対して利用徹底を要請することを考えております。また、先進的な利用事例を広く周知していくことを考えております。【P.27】
45	3(6)建設工事における再生資材の利用促進	P.27 3(6)記載の表現が分かりづらいため、 <u>品目ごとに適した需給バランスを構築できるように、地域内でのバランスが崩れた際にはより広範なリサイクルも必要、と述べることでより明確化し、2(1)③の地域循環圏の構築に係る記載との整合を図るべき。</u>	ご意見に関する内容は3(6)の「地域内での需給バランスが大幅に崩れる場合などについては、環境負荷の小さい輸送モードの積極的利用も図りつつ、コストや環境負荷に留意し、品目毎に適切な需給バランスを構築できるよう、建設リサイクルを推進していくことが必要である。」と同じ趣旨の記載をしております。【P.27】

No.	資料3における該当箇所	方策(とりまとめ案)に対するご意見	方策(とりまとめ案)への対応案
46	3(7)建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化	P.27~29 建設発生土の流れを詳細に把握し、そのデータを分かりやすく「見える化」とともに、 <u>有効利用の促進、不適正な取扱いの防止の観点から、法制度の整備を含め、より広域的に実効性を高める方策を検討すべきではないか</u>	ご意見に関する内容については、具体的なシステム構築の際に考慮すべきものと考えております。 実効性を高める方策については、その利用状況や取扱状況についてモニタリングし、不十分な者に対して是正を要請することを考えております。【P.29】
47	3(7)建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化	P.29 建設発生土の一時的に貯留するだけでなく長期的に発生土を受け入れる施設として、従来「土捨て場」や「処理・処分場」など <u>としている場所も、ストックヤードとして管理できるシステムを作り、発生土を適正に受け入れられるようにすべき</u>	ご意見に関する内容については、3(7)の官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するためのシステムおよび受入地での取扱い等に関する情報を把握するためのシステムの具体的なイメージに、ストックヤードの情報登録や適正利用について記載しております。【P.29】
48	4(4)建設リサイクル市場の育成	P.32 排出事業者に対し、 <u>事業所ごとに建設リサイクル推進管理者(仮称)の配置を義務付け、管理者は講習会等修了者を選任するべき</u>	建設リサイクルの理解促進については、4(3)④および4(4)①に記載のとおり、建設リサイクルに関する講習会や研修の継続実施および解体工事業の適正な施工体制の確保の取り組みを進めるべきと考えております。【P.32】
49	4(6)発生抑制	P.34 <u>「建設副産物を削減できる資材等を優先的に検討すべき」と記載すべきではないか</u>	ご意見に関する内容については、4(2)②に、「・・・長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促進すべき」と、同様の内容を記載しております。【P.31】
50	4(9)適正処理	P.36 <u>「電子マニフェストの普及促進につとめる」とあるが少量・低頻度の排出事業者が簡単に使用できないと、頭打ちになったまま普及が進まないと思われ、具体的に使いやすいASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)が必要ではないか</u>	ご意見に関する内容については、既に幾つかの民間事業者において取り組まれているものであり、その普及が図られることが期待されます。

No.	資料3における該当箇所	方策(とりまとめ案)に対するご意見	方策(とりまとめ案)への対応案
4. 方策(とりまとめ案)の外側の検討が必要なご意見 : 8件			
51	2(2)品目毎の課題	P.26 中間処理施設の設備増強は環境アセスや近隣住民の同意などハードルが高く、認可が取得し難いのが現実である。従って、行政の認可を取りやすくするための方策に積極的に取り組むべき	ご意見に関する内容については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の所管省庁において様々な要因を踏まえ、総合的に検討されるものと考えております。
52	4(9)適正処理	P.36 電子マニフェストも紙マニフェストも現行通り行い、紙マニフェストの透明性確保と集計業務の簡素化を目的とする「電子帳簿」システムを電子マニフェストシステム内に追加構築し、処分業者には電子マニフェストの登録を義務付けるべき	ご意見に関する内容については、所管省庁が総合的に検討されるものと考えております。
53	4(9)適正処理	P.36 産廃処理業(処分業・収集運搬業)の許可申請(新規・更新)時に電子マニフェストの導入を必須項目にするべき	
54	4(9)適正処理	P.36 電子マニフェストを導入している排出事業者に対し、経審(経営事項審査)の加点を行うべき	ご意見に関する内容については、「経営事項審査制度」に対する意見であり、本方策で具体的に規定する性質のものではないと考えております。
55	4(9)適正処理	P.36 非飛散性石綿含有産業廃棄物の適正処理の周知・徹底とあるが、処分の調査が必要ではないか	非飛散性石綿含有産業廃棄物の適正処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき適正処理されているものと考えております。また、処分状況の調査については関連法令に基づき所管省庁が適切に調査されるものと考えております。
56	4(10)再使用・再生資材の利用	P.37 「再生骨材コンクリート」について、建築基準法37条に再生骨材コンクリートM.L(JISA5022、JISA5023)を明記すべき	ご意見に関する内容については、「建築基準法」に対する意見であり、本方策で具体的に規定する性質のものではないと考えております。
57	4(10)再使用・再生資材の利用	P.37 「再生骨材コンクリート」について、建築基準法告示1446号に書かれたJIS A 5308の年号、2003年をJIS制定後の2009年以降へ改正すべき	

No.	資料3における 該当箇所	方策(とりまとめ案)に対するご意見	方策(とりまとめ案)への対応案
58	4(10)再使用・ 再生資材の利 用	P.37 「再生骨材コンクリート」について、 <u>国の公共工事共通仕様書 に再生骨材コンクリートH, M, Lを明記すべき</u>	ご意見に関する内容については、「公共工事共通仕様書」に対する意見であり、本方策で具体的に規定する性質のものではないと考えております。